

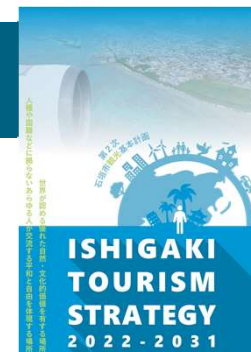
令和8年度 第1回 石垣市観光地経営戦略会議資料

日時：令和8年9月1日（火）13時30分

場所：石垣市民会館会議室

1	宿泊税導入及び活用に向けた歩み	P.1
2	石垣市観光地経営戦略会議 設立の趣旨	P.2
3	石垣市観光地経営戦略会議設置要綱	P.3
4	石垣市宿泊税の活用に関する各種計画・方針等の位置づけ	P.4
5	宿泊税活用事業実施計画書	P.5
6	宿泊税活用事業実施のプロセス	P.6
7	宿泊税活用提案事業の整理フロー	P.7
8	宿泊税活用事業の公表	P.8
9	石垣市宿泊税の使途に関する基本方針等（案）	P.12
10	石垣市宿泊税アクションプランの構成（案）	P.14
11	参考資料 石垣市宿泊税条例	P.15
12	参考資料 石垣市宿泊税基金条例	P.18

1 宿泊税導入及び活用に向けた歩み



2022年→ 第2次石垣市観光基本計画 策定

2023年→

2024年→



2025年→

石垣市における宿泊税に関するこれまでの議論、意見等を集約

パブリックコメント

令和7年9月 「石垣市宿泊税条例」可決

石垣市観光審議会、観光地経営戦略会議（アイディア会議、準備会）

石垣市観光地経営戦略会議 R8年度 第1回

本日

宿泊税の活用



2 石垣市観光地経営戦略会議 設立の趣旨

観光地経営戦略会議

設置の趣旨:

- 持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまちを実現するため、石垣市宿泊税マスタープランに基づく施策の財源となる宿泊税の運用について、その使途の公平かつ公正で効果的な活用を図るため、石垣市観光地経営戦略会議を設置する。

掌握事項:

1. マスタープランの推進に関すること。
2. 宿泊税の活用に関し、その目的との整合性及び観光施策に係るニーズと課題を把握し、事業の方向性を確認すること。
3. 事業の効果検証及び評価に関すること。
4. その他事業実施に関し必要な事項

石垣市観光地経営戦略会議:

- 会議の構成員は、15名以内、任期2年
 - (1) 観光振興分野に関する有識者
 - (2) 観光関連団体の関係者
 - (3) その他市長が必要と認める者

石垣市観光地経営戦略チーム:

- 経営戦略会議の下部組織
- チームの構成員は、10名以内
 - (1) 観光関連団体等の実務担当者
 - (2) その他市長が必要と認める者

参考：石垣市観光審議会

- 審議会は、市長の諮問に応じ、石垣市の観光に関する基本的な計画の策定及びその推進について調査及び審議する。
- 審議会は、各年次の観光施策及び観光事業について、建議及び評価を行う。
※使途事業に限らず、
観光全般に関連する地域の意見

戦略会議開催イメージ

4-6月

7-9月

10-12月

1-3月

令和8年度

戦略会議 第1回

発足会議、宿泊税活用に向けた方針と事業計画

戦略会議 第2回

アクションプラン案の審議、令和8-9年度 提案事業の審議

令和9年度

戦略会議 第1回

令和8年度事業の報告、評価
令和9年度事業の概要

戦略会議 第2回

令和9年度事業の進捗状況
令和10年度 提案事業の審議

3 石垣市観光地経営戦略会議設置要綱

石垣市観光地経営戦略会議設置要綱

令和8年6月8日
告示第 213 号

(設置)

第1条 持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまちを実現するため、石垣市宿泊税マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)に基づく施策の財源となる宿泊税の運用について、その使途の公平かつ公正で効果的な活用を図るため、石垣市観光地経営戦略会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの推進に関すること。
- (2) 宿泊税の活用に関し、その目的との整合性及び観光施策に係るニーズと課題を把握し、事業の方向性を確認すること。
- (3) 事業の効果検証及び評価に関すること。
- (4) その他事業実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうち15名以内の委員で組織する。

- (1) 観光振興分野に関する有識者
 - (2) 観光関連団体の関係者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に第3条に定める者以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、必要があると認めるときは非公開とすることができる。

(委員の責務)

第6条 委員(代理出席者を含む。)は、基金の趣旨を踏まえ、第2条に掲げる事項について、公平かつ公正な観点から意見等を述べることに努めなければならない。

(報償及び費用弁償)

第7条 第3条第1項第1号に規定する者が会議に出席した場合の報酬は、日額3,500円とし、費用弁償は石垣市職員の旅費に関する条例(昭和57年石垣市条例第18号)第10条第2号に規定する2等級職員の旅費の例による。

(使途及び効果検証等の公表)

第8条 宿泊税の適正かつ透明性のある運用を図るため、事業の内容、実施状況及び効果検証の結果について公表するものとする。

(石垣市観光地経営戦略チーム)

第9条 会議の下部組織として、石垣市観光地経営戦略チーム(以下「チーム」という。)を設ける。

2 チームの構成員は、次に掲げる者のうち10名以内で組織する。

- (1) 観光関連団体等の実務担当者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 チームは、第2条に属する事項に関し、会議の運営に向けての事前調整及びその他必要な確認を行うものとする。

(事務局)

第10条 会議及びチームの庶務は、企画部観光文化課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議及びチームの運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

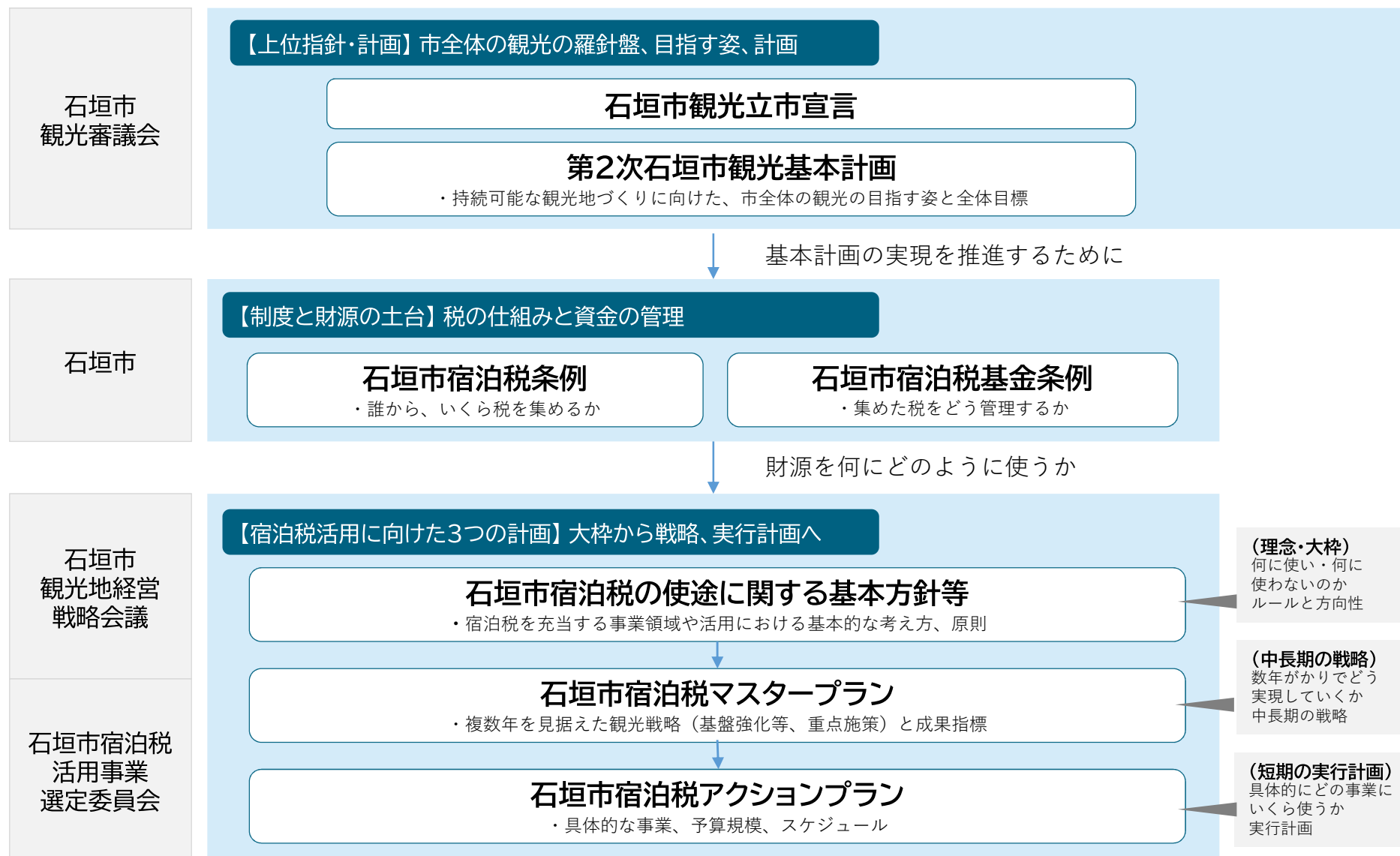
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年告示第256号)

この要綱は、公布の日から施行する。

4 石垣市宿泊税の活用に関する各種計画・方針等の位置づけ

- ✓ 観光基本計画の実現に向けた財源の確保と管理から、宿泊税の使途を具体化する方針および各計画を体系的に整理すると以下の通り。



5 宿泊税活用事業申請書（イメージ）

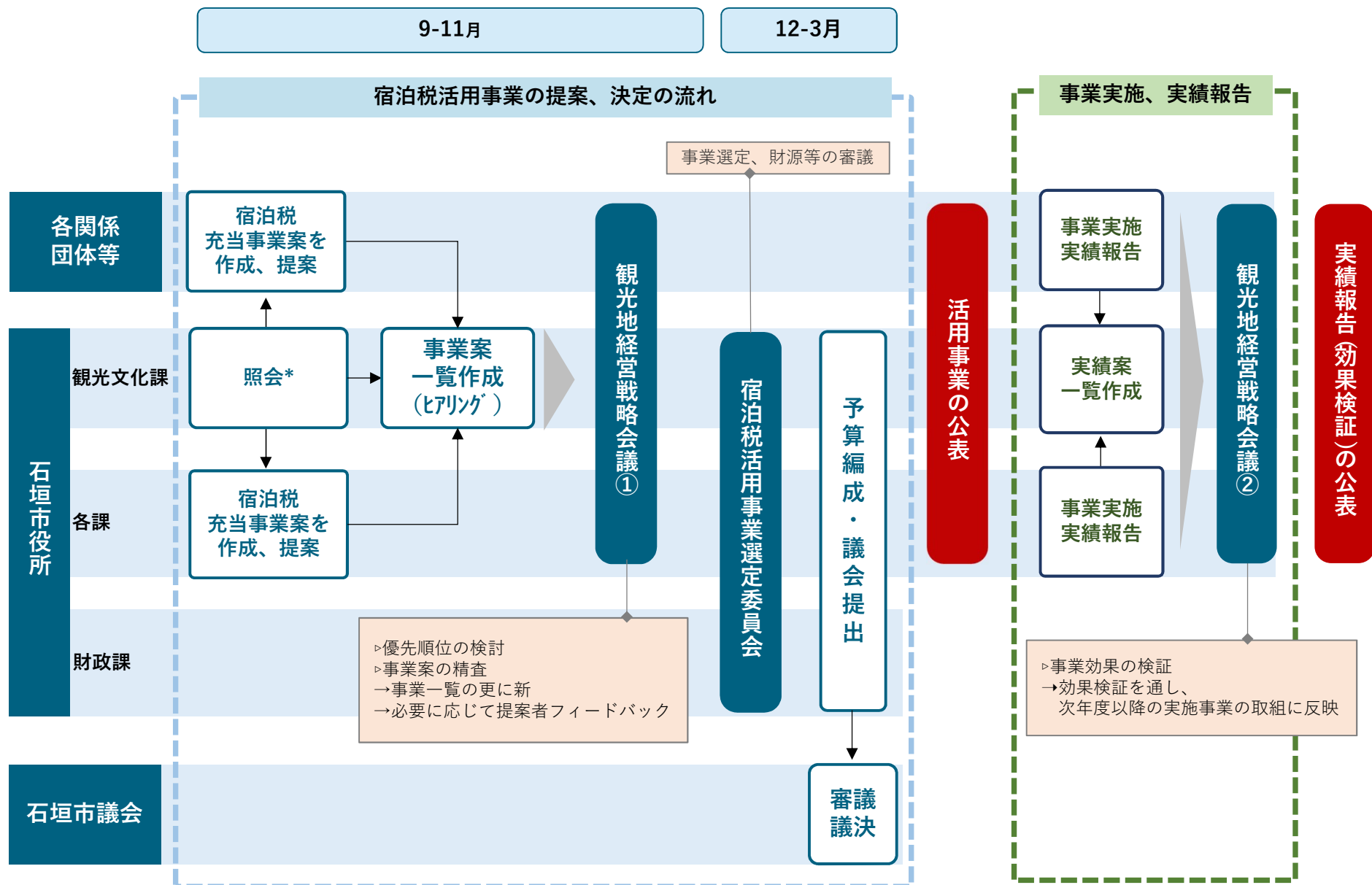
シートの構成（記入事項）		
基礎事項	事業名	提案申請者
	事業年度	新規/継続拡充
事業の概要	背景と目的	申請区分
	事業内容*	期待される効果
	事業費(申請金額/内訳)*	
	事業財源*(宿泊税/一般財源/自己資金等)	
	実施体制	類似実績
	想定期間	スケジュール*
	成果指標/目標値*	次年度以降の展開*
成果物*		

「実績報告」では、主に*印のある太字の項目について、各実施結果をご報告いただく予定です。

石垣市宿泊税マスタープラン	
ビジョン	
① 訪問に値する価値の創造 ② 環境なくして観光なし ③ 好循環を生み出す観光地経営とその可視化	
基本戦略	
I. 基盤等強化	
基礎 インフラ	観光地経営人材等
	データ収集・分析
基本 領域	社会文化分野
	環境分野
II. 重点施策	
経済 分野	① 宿泊・来訪の量(数)
	② 単価(付加価値)
	③ 域内調達率
その他	

本編…施策例 + 参考資料…施策一覧

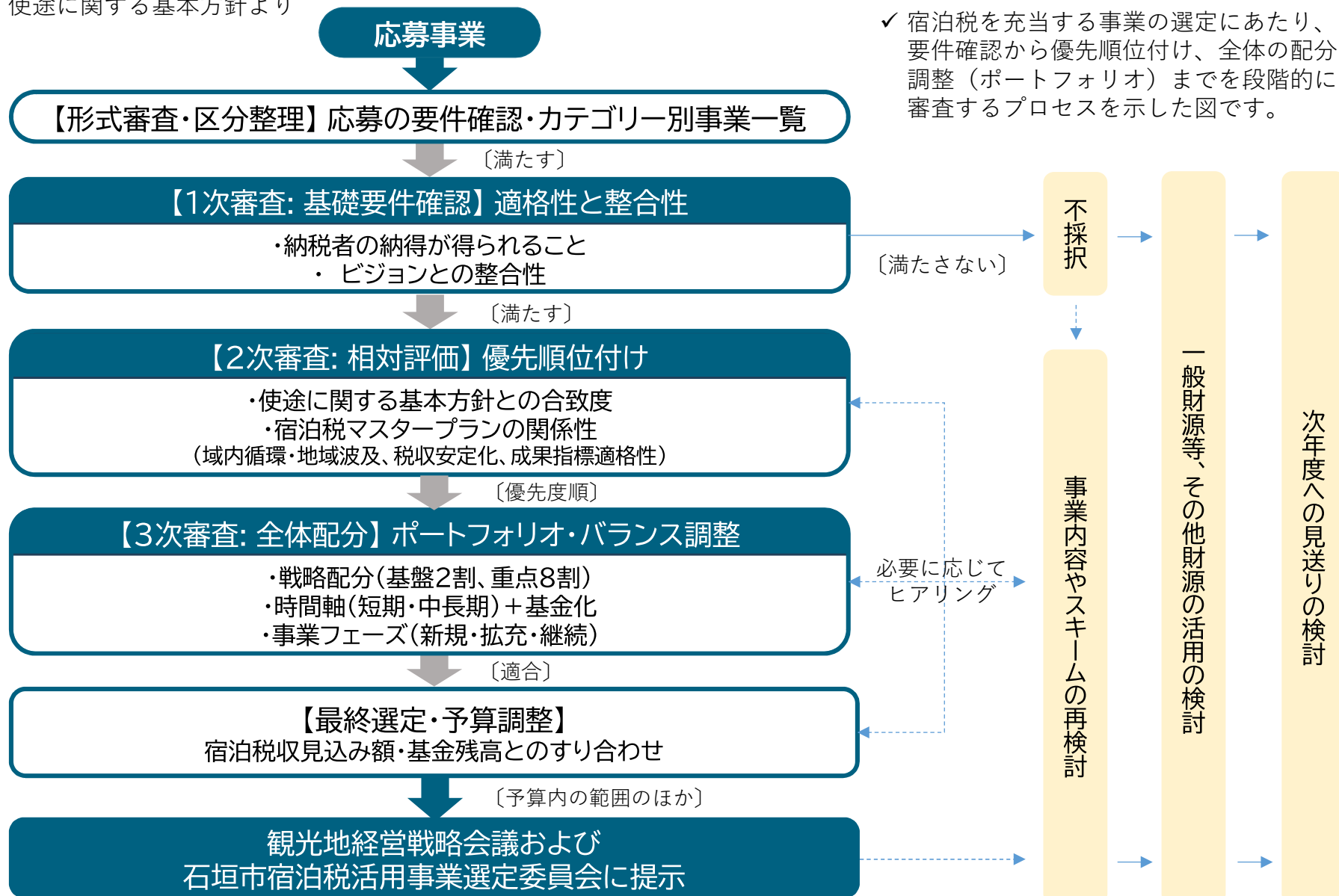
6 宿泊税活用事業実施のプロセス



*宿泊税導入初動期は、観光文化課が事務局を担う。

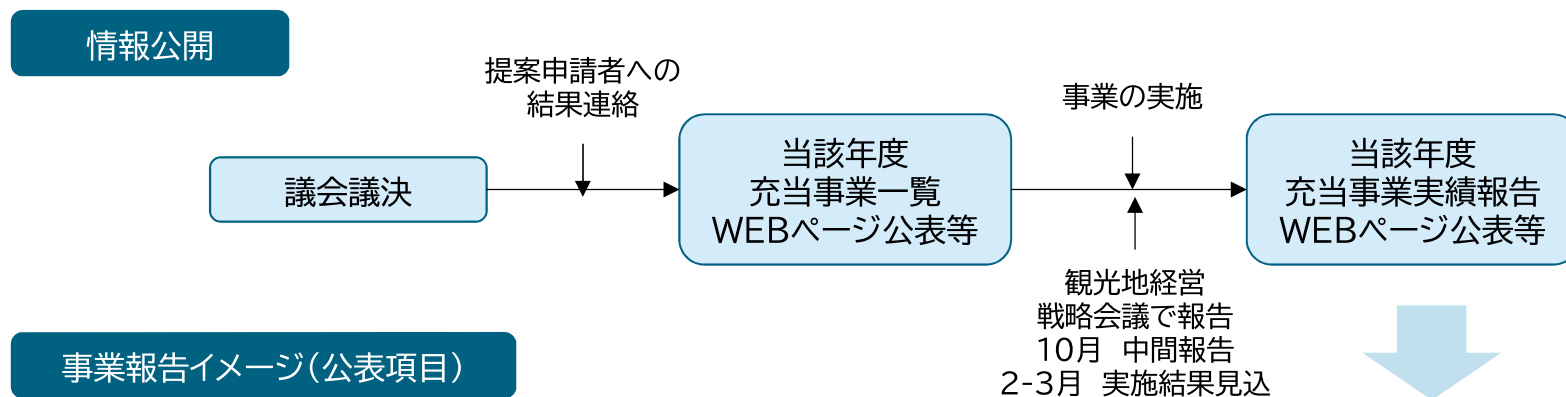
7 宿泊税活用提案事業の整理フロー（イメージ）

使途に関する基本方針より



8 宿泊税活用事業の公表

宿泊税活用事業に関する情報公開



石垣市宿泊税活用事業の実施報告にあたって

宿泊税の制度概要
導入の目的
使途に関する基本戦略

令和〇年度活用事業の 概要、総括

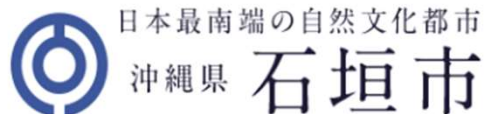
- ・ 税込総額
 - ・ 使途区分別の充当事業とその構成比
 - ・ 主な施策とKGI
- ※配分方法は議論、実績を積み重ね、検証しながら確立

戦略区分別の 主な充当事業と実績

- I 基盤等強化
区分ごと主な事業とその結果
(KPI含む)
- II 重点施策
区分ごと主な事業とその結果
(KPI含む)

8 宿泊税活用事業の公表

宿泊税活用事業に関する情報公開イメージ

[くらしの情報](#)[健康・医療・福祉](#)[子育て・教育](#)[観光・文化・スポーツ](#)[しごと・産業](#)[市政情報](#)**現在の位置**[ホーム](#) > [組織からさがす](#) > [観光文化課\(0980-82-1535\)](#) > [石垣市宿泊税](#) > [宿泊税活用事業](#)

石垣市宿泊税 活用事業

更新日:

石垣市宿泊税 活用事業一覧について

石垣市では、宿泊者の皆様から収めていただいた宿泊税（市税）を、「石垣市宿泊税の使途に関する基本方針等」に基づき、さまざまな事業に活用しています。
このページでは、年度ごとの宿泊税の活用事業についてご紹介しています。皆様の宿泊税が、どのような事業に活かされているかをご覧ください。



宿泊税活用事業

[令和8年度 石垣市宿泊税活用事業](#)[令和9年度 石垣市宿泊税活用事業](#)

石垣市宿泊税

- [宿泊される皆様へ](#)
- [宿泊事業者の皆様へ](#)
- [石垣市宿泊税の使途に関する基本方針等](#)
- [宿泊税活用事業](#)

この記事に関するお問い合わせ先

企画部 観光文化課
〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里 6 7 2 番地
電話番号：0980-82-1535
Tourism Culture Division, Planning Department
672, Maezato, Ishigaki city, Okinawa 907-8501
TEL: (+81)980-82-1535
MAIL: kankou@city.ishigaki.okinawa.jp

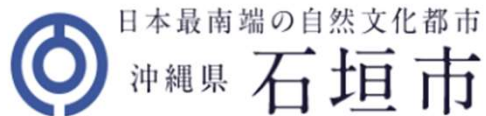
[メールフォームによるお問い合わせ](#)

ライフシーンから探す

[住民票・手続き](#)[税金](#)[妊娠・出産](#)

8 宿泊税活用事業の公表

宿泊税活用事業に関する情報公開イメージ



[組織から探す](#)
[アクセス・庁舎](#)

[くらしの情報](#) |
 [健康・医療・福祉](#) |
 [子育て・教育](#) |
 [観光・文化・スポーツ](#) |
 [しごと・産業](#) |
 [市政情報](#)

現在の位置
[ホーム](#) >
 [組織からさがす](#) >
 [観光文化課\(0980-82-1535\)](#) >
 [石垣市宿泊税](#) >
 [宿泊税活用事業](#) >
 令和9年度 石垣市宿泊税活用事業



令和9年度 石垣市宿泊税 活用事業

更新日:

令和9年度 石垣市宿泊税 活用事業のご報告について

下記のとおり石垣市宿泊税（市税）を活用して、令和7年度に行う事業をご報告いたします。

令和9年度 宿泊税収額と戦略区分別充当額について

令和9年度の宿泊税税収額は●億円であり、延べ宿泊者数は●人泊でした。
 石垣市宿泊税マスタープランに基づく戦略区分ごとの宿泊税の事業総額と区分構成比は、表の通りです。

基本戦略区分		事業本数	事業額	構成比
Ⅰ.基盤等強化 (20%)	基礎インフラ	観光地経営人材等		
		データ収集・分析		
	基本領域	社会文化分野		
		環境分野		
		合計		
Ⅱ.重点施策 (80%)	経済分野	①宿泊・来訪の量(数)		
		②単価(付加価値)		
		③域内調達率		
	その他			
		合計		
		全体合計	本	千円 100%

石垣市宿泊税活用事業

・ 令和9年度 石垣市宿泊税活用事業

・ 令和8年度 石垣市宿泊税活用事業



ライフシーンから探す

住民票・手続き

税金

妊娠・出産

宿泊税活用事業に関する情報公開イメージ

区分	カテゴリ	事業名	実施主体	事業額
基礎 インフラ	観光地経営人材等	○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○
		○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○
	データ収集・分析	○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○
		○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○
		○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○
基本領域	社会文化分野	○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○
		○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○
	環境分野	○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○
		○○○○○○○○○○○○	○○○○○	○○○

11

9 石垣市宿泊税の使途に関する基本方針等（案）

令和8年〇月

石垣市宿泊税の使途に関する基本方針等(案)について

石垣市宿泊税の使途に関する基本方針等については、下記のとおりとする。

記

1. 趣旨(位置づけ)

本方針は、石垣市宿泊税条例に基づき、宿泊税収の使途に関する基本的な考え方や手続きを明確にするためのものである。本方針は単なる抽象的な指針に留まらず、事業選定の考え方と運用ルールを定める実践的なツールとしての役割を担う。

2. 石垣市宿泊税の使途に関する基本方針(理念)

石垣市宿泊税条例に基づき、八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図るために、以下の分野に宿泊税の税収を充当する。

- 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み【観光客】
- 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み 【住民・観光客】
- 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み【住民・従事者】
- 税の啓発徴収および税活用にあたっての立案、実行に係る経費等

具体的には、「石垣市観光基本計画」(以下、「基本計画」という。)で掲げられた理念・目標(環境・経済・社会文化の 3 分野にわたる将来像)を財源面から具体化する使途計画「石垣市宿泊税マスタープラン」(以下、「マスタープラン」という。)に基づき、事業を企画立案し、推進する。

3. 使途の考え方

宿泊税を充当する事業の選定にあたっては、以下の考え方を基準として、石垣市宿泊税基金条例に基づき運用を行う。

① 納税者の納得が得られること

法定外目的税として、納税者である宿泊者に還元できるものであること(宿泊者への直接的及び間接的寄与を含む)。

②ビジョンとの整合性

マスタープランで掲げる、本市の観光が宿泊税の活用を通じて達成すべき3つのビジョンのいずれかに資するものとする。

- ・訪問に値する価値の創造
(例:体験価値、ストーリー性、独自性、観光消費額の増加、おもてなし・サービス品質、滞在日数の通年化)
- ・環境なくして観光なし
(例:持続可能性、オーバーツーリズム対策、地域貢献価値、住民生活の質、受入環境整備)
- ・好循環を生み出す 観光地経営とその可視化
(例:ブランド価値、域内循環、観光防災、中小企業の振興)

③対象区分・対象分野・予算配分

マスタープランの基本戦略に基づき、事業を「基盤等強化」と「重点施策」に区分し、以下のとおり戦略的な予算配分を行う。なお、この配分ルールは硬直的に運用せず、必要に応じて柔軟に見直すものとする。

基盤等強化(概ね 20%):

- ・人材・データ等の基礎インフラや、環境・社会文化などの整備に充当する。これらは短期的な経済効果が見えにくく後回しにされがちであるが、中長期的な観光地経営に不可欠であるため、継続的かつ安定的な財源確保を図る。

重点施策(概ね 80%):

- ・観光による需要拡大や消費の高度化を通じて、経済波及効果の最大化を図る施策、住民生活の質の維持・向上に関する施策等に充当する。すべての施策に一律の優先順位を付すのではなく、一定期間ごとに集中的に取り組むべき施策を明確化し、段階的に実施する。

④対象事業

石垣市宿泊税財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。

- ・新規事業、既存事業の拡充、新規又は拡充事業の効果的な継続に資する事業経費に充当する。
- ・既存事業であっても基本方針に合致するなど費用対効果が高い取り組み
- ・基金を活用した中長期の事業への充当

⑤事業想定期間

各事業は、その目的や効果の発現時期に応じて、「短期」(即時的に効果が現れるもの)と「中長期」(継続的な取り組みにより将来的な効果を見込むもの)に分類し、適切な期間設定のもとで実施する。

⑥優先事業の考え方

- ・税の使途が域内循環、地域への波及・還元されること
- ・税収の安定性に資すること
- ・成果指標が的確であること

石垣市観光地経営戦略会議(後述)における提言等を踏まえて優先事業とする。

4. 使途の適正性の確保

- ・原則として、住民及び宿泊者以外を主たる対象とする事業には充てない。
- ・ただし、住民や宿泊者にも相当程度の受益が認められる場合はこの限りではない。

5. ガバナンス

・使途事業選定から事業実施、公表までの一連のプロセスとして以下を設定する(ステップ1～5)。また、施策の財源となる宿泊税の運用について、その使途の公平かつ公正で効果的な活用を図る第三者によるチェック機能として「石垣市観光地経営戦略会議」を設置する。また、予算編成に際して「石垣市宿泊税活用事業選定委員会」を設置する。

- ・ステップ1:使途充当事業案の募集
- ・ステップ2:石垣市観光地経営戦略会議での審議
- ・ステップ3:石垣市宿泊税活用事業選定委員会での事業選定、財源の審議
- ・ステップ4:石垣市議会での予算案の審議、議決
- ・ステップ5:事業の公表、事業の実施、実施結果の公表(PCDAサイクル)

・使途の明確化および事業効果の最大化のため、宿泊税に基づく財源の受け皿となる基金を創設する。

6. 初動期の充当事業

(1)宿泊税導入初動期における方針

市では、宿泊税の導入から制度の見直しが予定される3年後までを「初動期」と位置付け、アクションプランを作成し、宿泊税の活用を行う。初動期においては、市担当部局(観光文化課)が宿泊税事業の企画・立案等(意見徴収、とりまとめ、事業の選定、実施・効果検証、公表)を行う。

(2)令和8～9年度における方針

宿泊税徴収開始となる令和8年度から令和9年度に掛けては、全体の基本方針に加え、以下を重点テーマとして設定する。

※令和8年度の税収:令和9年2月宿泊分

※令和9年度の税収:令和9年3月宿泊分～令和10年2月宿泊分

- ①象徴的な事業の実施(宿泊者が直接見て感じられる事業)
- ②観光客や関係者*の声を反映し、継続的に改善を図るための仕組み、基盤の構築
*住民、特別徴収義務者をはじめとした事業者等
- ③観光地経営を強化するための推進体制の検討

7. 予算編成の考え方

市は、石垣市観光地経営戦略会議からの意見を踏まえ、石垣市宿泊税マスタープランの内容との整合性、宿泊者への還元度合い、住民生活の質の維持・向上、持続的な観光振興など事業効果、事業の実現可能性等を総合的に勘案し、宿泊税を充当する事業を選定し、予算を編成する。予算編成にあたっては、硬直的な配分とならず、常に事業効果及び方針や仕組み等の検証を行いながら、毎年度適切な見直しを行う。

また、他財源との連携・活用を図る観点から、宿泊税収の充当を前提としつつも、事業の性質や規模に応じては、一般財源、国・県の補助金等も効果的に活用していく。

10 石垣市宿泊税アクションプランの構成（案）

- ✓ 宿泊税マスタープランの中長期的な戦略を、具体的な「事業・予算・成果指標」へと落とし込んだ単年度の実行計画です。宿泊税収（予算総額）に対する配分バランスや、選定された個別事業の内容を体系的に整理したものとなります。

石垣市宿泊税アクションプラン 令和8～9年度

目次構成(案)

第1章 アクションプランの位置づけと期間

第2章 初動期及び令和8～9年度における

方針と予算総額

・方針と税収見込

第3章 分野別・実施事業一覧

・全体ポートフォリオと配分バランス

第4章 個別事業シート

・各事業の詳細

第5章 進化管理と評価体制

・戦略会議によるPDCAの仕組み

主に
第1回に議論

石垣市宿泊税の
用途に関する
基本方針等

宿泊税活用事業に
係るスケジュール

第2回に
事業一覧を
提示し議論

宿泊税活用事業
情報公開イメージ

石垣市宿泊税活用
事業 予算概要書

第1,2回に議論

宿泊税活用事業
実施のプロセス

11 石垣市宿泊税条例

参考資料

○石垣市宿泊税条例

令和7年9月24日
条例第31号

(課税の目的)

第1条 石垣市は、八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(賦課徴収)

第2条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び石垣市税条例(昭和47年石垣市条例第55号)第1章の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2項中「入湯税」とあるのは「入湯税及び宿泊税」とする。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設(以下「宿泊施設」という。)における宿泊に対し、その宿泊者に課する(課税免除)

第4条 次に掲げる宿泊者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。以下この条において「学校」という。)において教育を受ける幼児、児童、生徒若しくは学生(以下この条において「学生等」という。)又は当該学生等を引率する者が当該学校の教育活動(規則で定めるものに限る。)として宿泊する場合(学生等が在籍する学校の校長又は園長がその旨を証明する場合に限る。)の当該宿泊
- (2) 学生等又は当該学生等を引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会(教育活動又はこれに類するものに限る。)に参加するために宿泊する場合(規則で定める者がその旨を証明する場合に限る。)の当該宿泊(前号に掲げる宿泊を除く。)

(課税標準)

第5条 宿泊税の課税標準は、1人1泊当たりの宿泊料金(宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して名称を問わず当該宿泊施設に支払うべき額(当該宿泊に対する宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額を含む。))から次に掲げる額を除いた金額をいう。)とする。ただし、当該宿泊料金が10万円を超える場合には、10万円とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税金に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額

(税率及び税額の端数計算)

第6条 宿泊税の税率は、100分の1.2とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する者以外の者であって宿泊税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第9条 前条第1項に規定する特別徴収義務者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者はその指定を受けた日から5日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請しようとする者は、当該宿泊施設の所在地及び名称その他必要な事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録の申請を受理した場合においては、その申請した者を特別徴収義務者として登録し、その者(以下この条において「登録特別徴収義務者」という。)に対し、規則で定める証票(以下「証票」という。)を交付する。

4 証票の交付を受けた者は、前項の証票を当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 登録特別徴収義務者は、登録した事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

7 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

8 前項の規定による届出書を提出した者であって当該届出書に係る休止の期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

9 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、その廃止した日から10日以内に規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

10 証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内にその証票を市長に返さなければならない。

(申告納入)

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊料金の総額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が、申告納入すべき前項の税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより市長が指定した者である場合には同項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、同表右欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

- 3 前2項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止した場合においては、その廃止した日から10日以内に、その廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について、第1項に規定する規則で定める納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。
- (徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第11条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定による還付又は納入義務の免除を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。
- (特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第12条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税額その他市長が必要と認める事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を当該帳簿の使用が終わった日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- 2 特別徴収義務者は、宿泊に当たって作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税額が記載されているものその他の市長が必要と認める書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第13条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。
- (帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第14条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(電磁的記録等に対する規定の適用)

第15条 第13条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第4項の規定に違反して証票を掲示しなかった者又は第5項の規定に違反して証票を他人に貸し付け若しくは譲り渡した者
- (2) 第9条第10項の規定に違反して証票を市長に返さなかった者
- (3) 第12条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者
- (4) 第12条第1項の規定に違反して帳簿を5年間保存しなかった者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第17条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年2月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(令8条例11・一部改正)

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日前に宿泊施設の経営をし、かつ、この条例の施行後引き続き宿泊施設の経営をしようとする者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなす。

(準備行為)

- 4 第8条第2項の規定による特別徴収義務者の指定及び第9条第3項の規定による特別徴収義務者の登録並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、第8条第2項及び第9条の規定の例により行うことができる。

(検討)

- 5 市長は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和8年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

12 石垣市宿泊税基金条例

参考資料

石垣市宿泊税基金条例

令和 8 年 6 月 24 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、石垣市宿泊税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、石垣市宿泊税条例(令和 7 年石垣市条例第 31 号)の規定により納入された宿泊税額に相当する額から、宿泊税の賦課徴収に要する費用その他必要な経費を控除して得た額(以下「経費控除後の額」という。)の範囲内において、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、経費控除後の額の一部を基金に積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に定める設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 2 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。